

行政書士法に規定する措置請求及び懲戒処分に関する事務取扱要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、行政書士法（昭和26年法律第4号。以下「法」という。）第14条の3第1項の規定による通知及び措置の請求（以下「措置請求」という。）並びに法第14条及び法第14条の2に規定する行政書士及び行政書士法人に対する処分（以下「懲戒処分」という。）に関する事務処理について、必要な事項を定めるものとする。

(措置請求の方法)

第2 措置請求は、原則として、措置請求書（様式第1号）を知事に提出することにより行うものとする。

- 2 知事は、措置請求をした者（以下「措置請求者」という。）に対し、措置請求の理由として通知された事実を確認するために必要な資料の提出を求めることができる。
- 3 知事は、措置請求が行政書士又は行政書士法人（以下「行政書士等」という。）に関するものではないこと、措置請求者が前項の規定による求めに応じないこと、措置請求が著しく抽象的であることその他措置請求が明らかに適当でないとき認めるときは、措置請求者に対しその旨を通知し、措置請求に係る手続を終了することができる。
- 4 宮城県内に事務所を有する行政書士法人に対し、措置請求があった場合において、当該措置請求の内容が他の都道府県に事務所を有する当該行政書士法人の主たる事務所又は従たる事務所に係るものであるときは、知事は、行政書士法施行規則（昭和26年総理府令第5号。以下「施行規則」という。）第12条の5の規定により当該行政書士法人の主たる事務所又は従たる事務所を管轄する都道府県知事に措置請求の内容を知らせなければならない。

(調査)

第3 知事は、措置請求を受理したときは速やかに調査を開始するものとする。

- 2 知事は、必要があると認めるときは、懲戒処分の対象になると思料される行政書士等に対し、当該違反事実に関して報告又は資料の提出を求めるものとする。
- 3 知事は、必要があると認めるときは、法第13条の22の規定に基づき、職員を行政書士等の事務所に立ち入らせ、その業務に関する帳簿及び関係書類を検査させるものとする。
- 4 知事は、必要があると認めるときは、法第18条の6の規定により、宮城県行政書士会に対し、報告依頼書（様式第2号）により報告を求めることができる。
- 5 知事は、必要があると認めるときは、関係者又は関係機関から対象行政書士等に関する情報を収集することができる。

(懲戒事由の不存在)

第4 知事は、前条の規定による調査の結果、懲戒処分の原因となる事実が確認できない場合には、対象行政書士等及び懲戒請求者に対し、その旨を通知するものとする。

(懲戒処分の基準)

- 第5 知事は、行政書士等が行った行為（不作為を含む。以下同じ。）が別表に掲げる処分事由（以下「処分事由」という。）に該当するときは、当該処分事由に係る同表の懲戒処分の種類のうちから、1の懲戒処分を行うことができる。
- 2 知事は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前項の規定にかかわらず、対象懲戒処分のうち最も重い懲戒処分よりも重い懲戒処分を行うことができる。
- (1) 対象行政書士等が、懲戒処分を受け、当該懲戒処分の日から2年以内に、処分事由に該当する行為を行ったとき。
 - (2) 対象行政書士等が、処分事由に該当する行為を2以上行ったとき。
 - (3) 対象行政書士等が行った処分事由に該当する行為が、重大な悪意若しくは害意に基づく行為、暴力的な行為、常習的な行為、懲戒事由に該当する状態が長期にわたる行為又は社会的な影響が大きい行為であるとき。
- 3 知事は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第1項の規定にかかわらず、対象懲戒処分のうち最も軽い懲戒処分よりも軽い懲戒処分を行い、又は懲戒処分を行わないことができる。
- (1) 対象行政書士等が処分事由に該当する行為を行ったことにつき真にやむを得ない事情があると認められるとき。
 - (2) 処分事由に該当する行為を行った対象行政書士等が、自主的に、法又は省令の規定に違反する状態を改善したとき。
 - (3) 対象行政書士等が行った処分事由に該当する行為について、法又は省令の規定に違反する程度が軽微であり、業務の改善を指導することにより当該違反の状態が改善される見込みがあるとき。

(指導)

- 第6 知事は、前条第3項の規定により懲戒処分を行わないこととしたときは、当該対象行政書士等に対し、業務改善指導通知書（様式第3号）を交付して、業務の改善について指導を行うものとする。
- 2 知事は、第1項の規定による指導を行った場合において、違反の状態が改善される見込みがないと認めるときは、懲戒処分を行うものとする。

(処分の保留)

- 第7 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、必要と認められるまでの間、指導又は懲戒処分の決定について保留することができる。
- (1) 処分事由に該当する行為について、宮城県行政書士会における調査が継続しており、宮城県行政書士会における処分が未定の場合
 - (2) 処分事由に該当する行為について、行政機関における調査が継続しており、行政機関における処分が未定の場合
 - (3) 司法上の捜査が行われ、又は書類送検、起訴等がなされた場合

(4) 処分事由に該当する行為に関する訴訟が係属中であり、処分内容を決定するにあたり、当該訴訟の判断を待つ必要がある場合

(意見陳述)

第8 知事は、懲戒処分を行おうとする場合には、次の各号の区分に従い、当該懲戒処分の名あて人となるべき者（以下「当事者」という。）に対し、当該各号に定める意見陳述のための手続を執らなければならない。

(1) 次のいずれかに該当するとき 聴聞

ア 法第14条第2号の処分（行政書士に対する二年以内の業務の停止）

イ 法第14条第3号の処分（行政書士に対する業務の禁止）

ウ 法第14条の2第1項第2号の処分（行政書士法人に対する二年以内の業務の全部又は一部の停止）

エ 法第14条の2第1項第3号の処分（行政書士法人に対する解散）

オ 法第14条の2第2項第2号の処分（違反等が従たる事務所に関するものであるとき、県内にある行政書士法人の事務所についての二年以内の業務の全部又は一部の停止）

(2) 前号アからオまでのいずれにも該当しないとき 弁明の機会の付与

(聴聞)

第9 前条第1号の規定に基づき、聴聞を行うときは、聴聞の期日の一週間前までに当事者に対し、行政手続法（平成5年法律第88号）第15条第1項各号に掲げる事項について書面により通知しなければならない。

2 前項の書面においては、行政手続法第15条第2項各号に掲げる事項を教示しなければならない。

(弁明の機会の付与)

第10 第8第2号の規定に基づき、弁明の機会を付与する場合は、当事者に対し、行政手続法第30条各号に掲げる事項について書面により通知しなければならない。

(日本行政書士会連合会への事前通知)

第11 知事は、行政書士に対し法第14条第2号又は第3号に掲げる処分をしようとする場合においては、第9第1項の聴聞の通知を発送し、又は行政手続法第15条第3項前段の掲示をした後、直ちに日本行政書士会連合会に対し懲戒処分予定通知書（様式第4号）により通知しなければならない。

(懲戒処分の決定)

第12 知事は、第8に規定する手続を経た上で、懲戒処分が相当であると認めるときは、第5に規定する基準に従い懲戒処分を行うものとする。

2 知事は、懲戒処分を行うことを決定したときは、その対象となる行政書士等に対し、懲戒処分通知書（様式第5号）を送付するものとする。

(措置結果等の通知)

第13 知事は、措置請求に基づき指導又は懲戒処分を行ったときは、措置結果通知書（様式第6号）により、措置請求者に通知するものとする。

2 知事は、懲戒処分を行ったときは、懲戒処分等実施通知書（様式第7号）により、宮城県行政書士会に通知するものとする。

3 知事は、第11に規定する日本行政書士会連合会に対する通知を行った場合において、法第14条第2号若しくは第3号に掲げる処分を行ったとき又は法第14条第2号若しくは第3号に掲げる処分を行わないと決定したときは、懲戒処分手続終了通知書（様式第8号）により、日本行政書士会連合会に通知するものとする。

4 知事は行政書士法人に対し懲戒処分を行った場合は、法第14条の2第3項及び施行規則第12条の4の規定により、当該行政書士法人の主たる事務所又は従たる事務所を管轄する都道府県知事に処分の内容を通知しなければならない。

（公告）

第14 知事は、懲戒処分を行ったときは、法第14条の5の規定に基づき、遅滞なく、その旨を県公報により公告するものとする。

2 前項の規定により公告する事項は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 懲戒処分を受けた行政書士の氏名又は行政書士法人の名称
- (2) 懲戒処分を受けた行政書士の事務所の名称又は行政書士法人の主たる事務所の名称若しくは行政書士法人の従たる事務所の名称
- (3) 懲戒処分を受けた行政書士の事務所の所在地又は行政書士法人の主たる事務所の所在地若しくは行政書士法人の従たる事務所の所在地
- (4) 懲戒処分を行った年月日
- (5) 懲戒処分の内容

（雑則）

第15 措置請求者は、措置請求者の措置請求に係る旅費及び措置請求に要する資料の作成、郵送等の費用を負担するものとする。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。